

第26号議案

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 豊川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年豊川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p>

(1)～(4) (略)

(1)～(4) (略)

(豊川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年豊川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(豊川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 豊川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年豊川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。